

平成27年 4 月 27 日

社団法人愛知建築士会 御中

名古屋市緑政土木局緑地部緑地維持課

平成27年度 みどりの補助金（名古屋市 民有地緑化助成事業）
のご案内について

貴会におかれましては、日頃より本市の建築・緑化行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、緑豊かな景観の創出と都市環境の改善を積極的に推進するため、「あいち森と緑づくり税」を財源として、民間の方々が行う優良な民有地緑化に対する助成事業を行っています。

つきましては本事業の案内を同封いたしますので、会員の皆様への周知にご協力くださいますようよろしくお願い申し上げます。

なお、「みどりの補助金」の詳細につきましては、名古屋市役所ウェブサイトでご覧いただけます。サイト内検索機能をご利用下さい。

お問合せ先

緑地維持課緑化指導審査係

電話 052-972-2465

会長	専務理事	専務局長	次長	係長	担当
			北折		平

27 住建指第 17 号
平成 27 年 4 月 24 日

公益社団法人愛知建築士会 御中

名古屋市住宅都市局
建築指導部建築指導課長

接道許可基準の改正と特定通路かど地拡幅整備支援事業について

平素は、本市の建築行政に格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本市では、接道していないため建替えができなかった建築物についても建替えが可能となるよう、建築基準法第 43 条に基づく接道許可の基準の改正を行いました。

また、接道許可の対象の道である「特定通路」の拡幅を支援するため、「特定通路かど地拡幅整備支援事業」を開始しております。

制度のご案内のチラシと、接道許可の改正基準を送付させていただきますので、制度の周知にご協力くださいますようお願い申し上げます。



(担当) 名古屋市住宅都市局建築指導部
建築指導課市街地建築係
電話 052-972-2928

名古屋市の接道許可(建築基準法第43条第1項ただし書き)に関するお知らせ

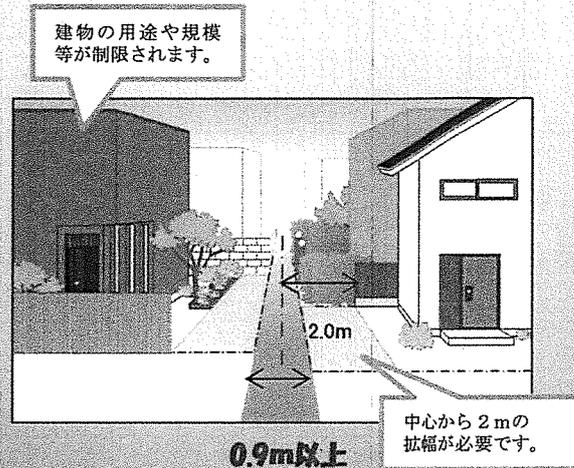
◆接道許可で建替えてできる対象路線の拡大

建築基準法では、原則として幅員4m以上の建築基準法の道路に2m以上接していない敷地では建物を建てることはできませんが、接道許可の基準に適合させて接道許可を受けることができれば、建築することが可能になります。

名古屋市では、接道許可(建築基準法第43条第1項ただし書)の改正基準を4月1日より施行しました。

これまで許可が受けられず建て替えができなかった敷地であっても、前面の道の幅員が0.9m以上ある場合は、許可が受けられる可能性があります。

詳しい改正内容など、下記担当にお問い合わせください



◆特定通路かど地拡幅整備支援事業の開始

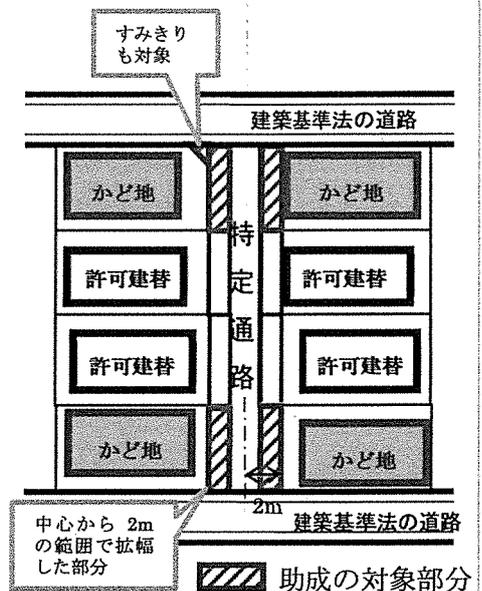
特定通路(接道許可の対象の道)に接する敷地のうち、建築基準法の道路にも接しているため接道許可を受けなくても建築できるかど地については、特定通路を拡幅する義務はありませんが、自主的に拡幅にご協力いただける場合は、舗装整備費等について助成します。

対象者 : 建築主、建物所有者、土地所有者

助成範囲 : 特定通路の中心から2mの範囲で新たに拡幅した部分、新たにすみきりを設けた部分

助成対象 : 舗装整備費、通行奨励金、量水器等の移設費、樹木等の移植・撤去費...等

助成を受けられるか等、まずは下記担当にご相談ください



◆お問合せはこちら

名古屋市住宅都市局建築指導課【道路審査担当】
電話:(052)972-2928 FAX:(052)972-4159
メール:a2928@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

◆木造住宅密集地域の改善支援

名古屋市では、平成27年度より老朽木造住宅の除却助成制度を開始します。

対象地区: 米野地区、御劔地区、下之一色地区、笠寺地区

◆お問合せ先: 名古屋市住宅都市局市街地整備課

電話:(052)972-2759 FAX:(052)972-4163 メール:a2746@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

法第 43 条第 1 項ただし書の取り扱い基準（名古屋市）

（目的）

第 1 この基準は、幅員 4 メートル未満の狭あい道路等について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 43 条第 1 項ただし書の規定を適正に適用することを目的とする。

（適用範囲）

第 2 法第 43 条第 1 項ただし書は、原則、法施行時（平成 11 年 5 月 1 日）に、接道要件を満たしていない土地に限り適用する。

（周囲に広い空地等を有する場合）

第 3 規則第 10 条の 2 の 2 第 1 号の「公園、緑地、広場等広い空地」とは、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）による供用が開始された公園又は緑地、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）による河川区域その他これらに類する公共空地とする。

2 法第 43 条第 1 項ただし書の適用ができる建築物の敷地は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 次の要件を満たすもの。
 - イ 公園内又は河川区域内の通路等の道に敷地が面していること。
 - ロ イの道により道路（法第 42 条に規定する道路をいう。以下同じ。）まで支障なく通行できる権原を有していること。
- (2) 前号と同等であると判断して支障のないもの。

（農道等公共の用に供する道）

第 4 規則第 10 条の 2 の 2 第 2 号の「農道その他これに類する公共の用に供する道」として法第 43 条第 1 項ただし書の適用ができる道は、次の各号に定める幅員 4 メートル以上のもので、道路に接続するものとする。

- (1) 土地改良区等の農道
- (2) 名古屋港管理組合が管理する道
- (3) 中央競馬会施設専用道路（道路管理者（名古屋競馬株）との事前協議を要す。）
- (4) 公営住宅等の団地内通路（通路管理者との事前協議を要す。）
- (5) 住宅地区改良事業法等、法第 42 条第 1 項第 2 号の事業によらず築造された国、県又は市が管理する道
- (6) 河川管理用道路
- (7) 国、県又は市が管理する道
- (8) 現に建築物が立ち、一般の通行の用に供されている道（私道の場合は、通行の承諾を得ているなど将来にわたり現況の道が確保されるものに限る。以下同じ。）で、道路にすることが困難なもの
- (9) その他前各号に類する道と同等であると判断して支障のないもの

(十分な幅員を有する通路)

第5 規則第10条の2の2第3号の「十分な幅員を有する通路」として法第43条第1項ただし書の適用ができる道は、現に建築物が立ち、一般の通行の用に供されている幅員1.8メートル以上4メートル未満のものとする。

(その他の通路)

第6 幅員1.8メートル未満の道で、法第43条第1項ただし書を適用することができる道は、次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 次の要件を満たすもの。

イ 幅員が0.9メートル以上であること。ただし、延長が240メートルを超える場合は、道の状況及び周囲の環境状況から支障がないと認められるものとして建築審査会です了承を得たものに限る。

ロ 現に建築物が立ち、一般の通行の用に供されていること。

ハ 両端が道路に接続したものであること。

ニ 名古屋市が管理する道の場合は、道路境界線が確定され、道の中心から2メートル後退した部分の敷地を名古屋市に寄附すること。ただし、緑政土木局道路部道路利活用課との協議の結果、寄附の受付が不可能である場合についてはこの限りでない。

(2) 次の要件を満たすもの。

イ 幅員が0.9メートル以上であること。

ロ 現に建築物が立ち、一般の通行の用に供されていること。

ハ 道の状況及び周囲の環境状況から支障がないと認められるものとして建築審査会です了承を得ていること。

(既存43条通路等)

第7 既に法第43条第1項ただし書としての取り扱い実績がある道(狹隘道路等地図に記載のあるものに限る。)で、この章に規定する建築条件を満たしている場合は、従前どおり法第43条第1項ただし書の適用の対象とする。

(公共通路等を跨いで接する場合)

第7の2 公共通路等(第5又は第6に該当しない赤道や青道等をいう。以下同じ。)を跨いで接道する建築物の敷地で、法第43条第1項ただし書を適用できるものは、次の各号に定めるものとする。

(1) 公共通路等を敷地の一部とみなすことで、敷地が道路に2メートル(愛知県建築基準法施行条例第5条から第7条までの規定が適用される場合は、同条に規定された幅)以上接すること。

(2) 公共通路等について、管理者から通行使用の承諾を得ていること。

(接道幅が2メートル未満の敷地の既存住宅の建替え)

第7の3 接道幅が2メートル未満の敷地で、法第43条第1項ただし書を適用できるものは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 既存の専用住宅の建替えであること。
- (2) 幅員が1.5メートル以上で延長が30メートル以下の敷地内通路を有すること。通路内には、通行の障害となる工作物を設けてはならない。ただし、安全上、防火上、衛生上、防犯上又は慣習上必要なもので、その設置がやむを得ないと認められるものについてはこの限りでない。

(道路後退及び建築制限)

第8 第5及び第6に規定する道のみ接する建築物の敷地において、これらの道の中心から2メートル後退した位置を道路の境界線とみなす。ただし、当該道がその中心から2メートル未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道の側の境界線から4メートル後退した位置を道路の境界線とみなす。

2 第5及び第6に規定する道のみ接する建築物の敷地において、これらの道に接する周辺建築物の敷地の接道状況により、道の反対側の境界線から4メートル後退した位置を超える建築を制限することができる。

(形態制限)

第9 第3から第6の規定により法第43条第1項ただし書を適用する場合の建築物の各部分の高さは、次の各号による。

- (1) 第3の規定に該当する場合は、当該道を道路とみなして法及び条例を適用する。ただし、公園内の通路に面するものにあつては、北側斜線及び高度地区の規定については、道路とはみなさない。
- (2) 第4の規定に該当する場合は、当該道を道路とみなして法及び条例を適用する。ただし、北側斜線及び高度地区の規定については、道の中心線から適用する。
- (3) 第5又は第6の規定に該当する場合は、第8第1項により後退した部分を道路とみなして法及び条例を適用する。ただし、北側斜線及び高度地区の規定については、元の道の中心線から適用する。

第9の2 第5又は第6の規定により法第43条第1項ただし書を適用する場合の建築物の用途・規模・構造等は、次の各号による。

- (1) 敷地から道路に至るまでに、第5の規定に該当する道を経由する場合は、イからハに掲げる用途及び規模とすること。
 - イ 地上階数3以下の専用住宅又は併用住宅(延べ面積の過半を住宅の用に供するものに限る。以下同じ。)
 - ロ 階数2以下でかつ延べ面積200平方メートル(駐輪場等の付属建築物を除く。)以下の共同住宅又は長屋建て住宅
 - ハ 確認済証の交付を受けた建築物の建替えで、従前の建築物と同一用途で、かつ従前の建築物の延べ面積以下であるもの
- (2) 敷地から道路に至るまでに、第6の規定に該当する道を経由する場合、地上階数2以下の専用住宅又は併用住宅とすること。

(3) 敷地から道路に至るまでに、第5又は第6(1)の規定に該当する道を経由する場合は、イ及びロに掲げる構造等とすること。敷地から道路に至るまでに、第6(2)に該当する道を経由する場合は、ロ及びハに掲げる構造等とすること。

イ 階数が3の場合は、準耐火建築物とし、階数が2以下の場合は、外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造にするとともに、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火設備を設けること。

ロ 建築物の敷地面積は、100㎡以上とすること。ただし、当該規定が定められた際、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの、又は、現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないこととなる土地については、適用しない。

ハ 準耐火建築物とするか、または、建ぺい率50%以下かつ外壁の後退距離を1メートル以上とすること。

第9の3 第5又は第6の規定により法第43条第1項ただし書を適用する場合の建築物は、その敷地が通路に2m以上接すること。ただし、路地状部分のみによって通路に接する場合は、愛知県建築基準条例第6条及び第7条の表に規定する幅以上で通路に接すること。

(建築審査会一括同意)

第10 第3第2項第1号、第4、第5、第6(建築審査会です承された路線に限る。)、第7(平成11年度第1回建築審査会以降の建築審査会において審議されたものに限る。)及び第7の2に該当するものとして、法第43条第1項ただし書許可に係る申請がなされた場合には、あらかじめ一括して建築審査会の同意を得たものとして許可することができるものとする。

2 特定行政庁は、前項により許可をした場合は、すみやかにその内容を建築審査会に報告しなければならない。

(道路後退部分の明示・整備等)

第11 後退部分の明示、整備等については、次の各号による。

- (1) 後退した部分と建築敷地との境界は見切りブロック等で明示する。
- (2) 第6により後退部分を寄附する場合は、境界杭を設置する。
- (3) 後退した部分は、アスファルト又はコンクリート等で道路状の整備を行う。
- (4) 給水、排水等ライフラインの敷設については、近隣に支障が生じないように建築主にて対処する。

附則

この基準は、平成16年4月1日から実施する。

この基準は、平成24年8月1日から実施する。

この基準は、平成26年9月16日から実施する。

この基準は、平成27年4月1日から実施する。

民有地の優良な緑化工事に対する
助成事業のご案内



平成27年度

みどりの補助金

(名古屋市 民有地緑化助成事業)

あなたから始まる

緑のまちづくり

ヒートアイランド現象の緩和や火災時の延焼防止など、
人々が安全・快適に生活するために緑の存在は欠かせません。
名古屋市では、「あいち森と緑づくり税(愛知県税)」を財源に、
「みどりの補助金」の事業を行っています。

名古屋市

応援します! 緑ある暮らし お気軽にご相談下さい

既存の建物まわりの
緑化にも、
助成が受けられます

隣地と一団(複数)での
緑化工事にも助成します

隣地などと合算して80㎡以上確保できれば、
助成が受けられます。
(生垣のみの場合、合算した延長が50m以上必要です)

※申請には細かなルールがありますので、
詳しくは「申請の手引き」をご参照ください。



壁面緑化を施工する
全面積を助成します

植物の根が生育できる資材(ヤシ殻マットなど)
を壁面に設置する場合、資材を設置した全面積を
対象に、助成が受けられます。

※ただし、緑化地域制度における面積算定では、
設置高さ1mまでしか計上できません。

塀やフェンスなど構造物への
壁面緑化にも助成します

建物外壁の壁面緑化のほか、フェンス・塀など建築物
以外の構造物へ行う壁面緑化も、助成対象です。

※ただし、緑化地域制度における面積算定では、
計上できません。

《ご注意下さい!》

本事業の助成を受けたことのある敷地は、再度の助成を受けることはできません。
本市以外の団体等が行う他の助成事業と重複して助成を受けることはできません。

※詳しい内容は「申請の手引き」をご参照ください。名古屋公式ウェブサイトでご覧いただけます。



27年度の受付期間

- 4月1日から12月28日まで
(予算枠に達した場合は受付を終了します)



助成の対象

- 屋上緑化、壁面緑化、空地(地上部)緑化、駐車場緑化における以下の工事費用
 - ・植栽 (例：樹木、地被植物、芝など。1～2年程度で枯れる草花は除く)
 - ・植栽基盤 (例：客土、屋上緑化資材、壁面緑化資材、駐車場緑化資材など)
 - ・灌水施設 (例：散水栓、給水管、灌水チューブなど)
 - ・表示板 (本事業により整備したことを示すもの)



助成の条件

※すべての条件を満たす必要があります。

- 新たに緑化する面積が80㎡以上であること
(助成対象が生垣設置のみの場合は、延長50m以上が必要です。また、隣地などの複数の緑化工事の面積・延長を合算できる場合があります)
- 緑化工事が未着手で、平成28年3月15日までに完了報告書を提出すること
- 緑化施設評価認定制度「NICE GREEN なごや」において、以下の条件を満たすこと
 - ・「☆☆(良好な緑化)」以上 (=50点以上) かつ
 - ・高木植栽の評価点が10点以上 (敷地の建ぺい率の最高限度が80%以下の場合)
- 原則として、助成対象となる緑化面積100㎡あたり1か所以上の灌水施設を設置すること (もしくは既に設置されていること)
- 助成を受けたことを示す表示板を1か所以上設置すること
- 助成対象の緑化施設を良好に維持保全すること
- 一定の年数が経過した後(3～5年後)、状況報告をすること
など

NICE GREEN なごや

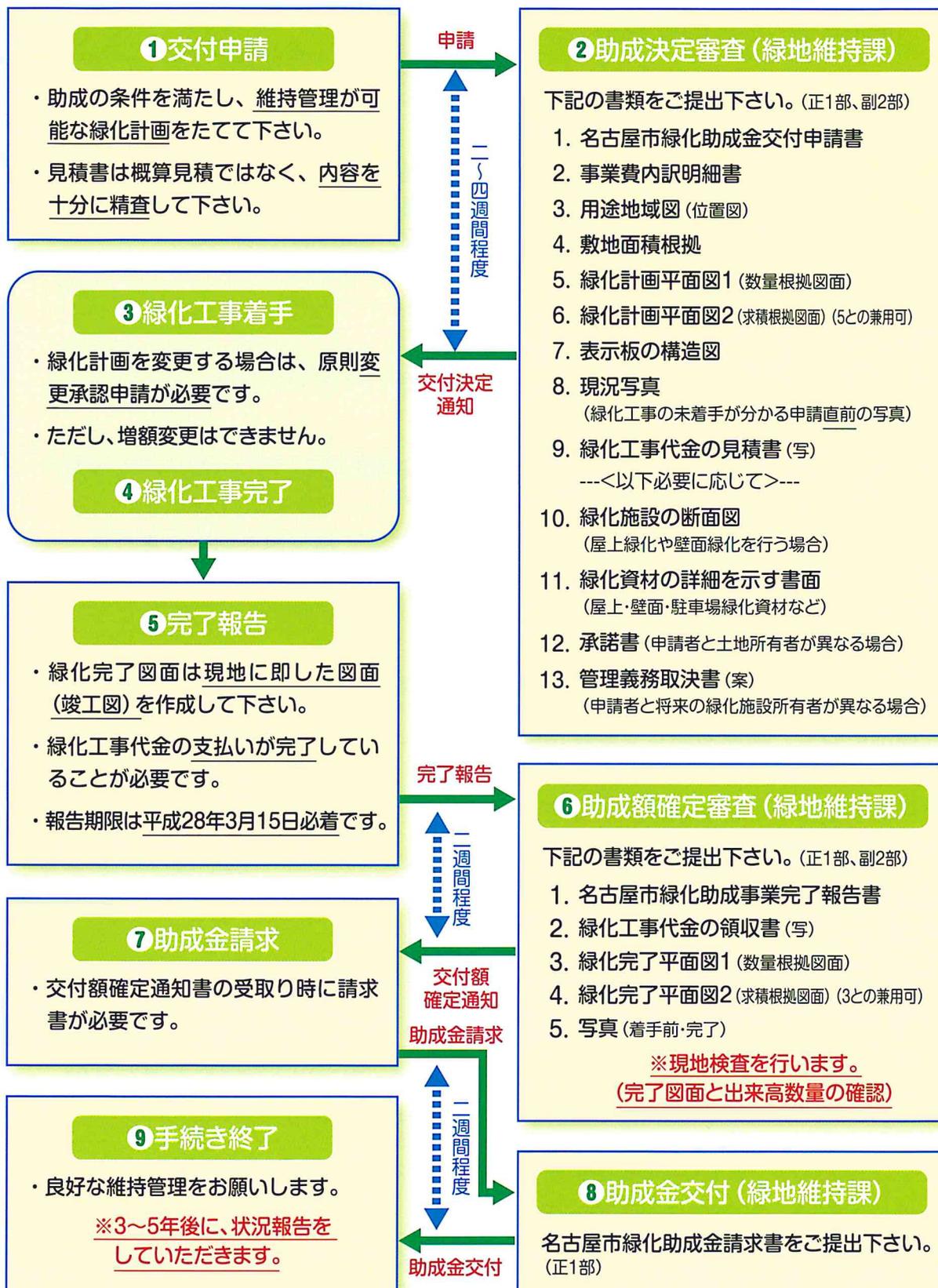


助成金額

- 助成金額は、助成対象工事費の2分の1以内で、かつ以下の条件を満たす額
 - ・屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化：それぞれ助成対象の緑化面積×1.5万円/㎡以内
 - ・空地(地上部)緑化：助成対象の緑化面積×1万円/㎡以内
 - ・生垣設置のみ：助成対象の生垣延長×5千円/m以内
- 助成総額は、10万円以上500万円以下
- 大径木、仕立もの、品種もの等の高額な樹木においては、助成の対象額として計上できる樹木単価の上限を、以下のとおりとします。
 - ・高さ4.0m以上の樹木単価は上限15万円/本 (植付手間代を含む)
 - ・高さ4.0m未満の樹木単価は上限6万円/本 (植付手間代を含む)
- 消費税は、原則、助成の対象になりません。
(詳しくは、第1号様式「名古屋市長緑化助成金申請書」裏面、申請者申告欄をご覧ください)

みどりの補助金の手続きの流れ

(詳細は「申請の手引き」をご参照ください。様式は最新のものをご使用ください)



【お問い合わせ】 名古屋市 緑政土木局 緑地部 緑地維持課 緑化指導審査係(市役所西庁舎5階)
TEL052-972-2465 FAX052-972-4143

名古屋市公式ウェブサイト <http://www.city.nagoya.jp/>

みどりの補助金

検索